

Title	パーリ聖典における「信」の構造研究：分類・格支配・内容の観点から
Author(s)	古川, 洋平
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59506
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (古川 洋平)	
論文題名	<p>パーリ聖典における「信」の構造研究 —分類・格支配・内容の観点から—</p>
<p>論文内容の要旨</p> <p>本論の目的は、初期仏教文献の主要資料であるパーリ聖典（以下、「聖典」と表記）中のサンスクリット語śrad-√dhāに由来する「信」に関して、「何に対するどのような信なのか」を明らかにすることを主眼とする考察を通じ、信を構造的に捉えその性格を明らかにする中で、先行研究において議論されてきた信の意味について一定の見解を提示することにある。</p> <p>紀元後4世紀以降に成立したインド語文献は、信を「信じること」と「欲望」という2種類の意味に定義している。このうち、後者の「欲望」の意味は、ヴェーダ文献にまで遡らない（後藤敏文、「śradhdhā, creḍāの語義と語形について」、『論集』, 34, 2007, p.578.）。聖典よりも後に成立したインド仏教文献の信定義を参照すると、信はほぼ「信じること」の方面から理解され、時に「欲望」の要素を用いて説明される。聖典中の信を研究するにあたっては、信を「信じること」の意味に理解しつつも、「欲望」との関係性を吟味していく視点が求められる。</p> <p>聖典中の信の性格や意味に関しては、K. N. Jayatilleke氏が設定したcognitive, affective, conativeな信という3つの区分をもとにした議論が為されてきた（<i>Early Buddhist Theory of Knowledge</i>, 1963, pp.387.）。しかし、彼の設定は修道論上の位置付けや類義語をもとにしたものであり、信そのものの性格や意味の把握には役立たない。また、H. W. Kähler氏は布施に伴う信に（<i>Śrad-dhā - in der vedischen und altbuddhistischen Literatur</i>, 1973, pp.59-60）、K. R. Norman氏は解脱者を否定的に形容する信に（“Dhammapada 97: am is understood paradox”, <i>Collected Papers</i>, vol. II, 1991, pp.191-192.）、「欲望」あるいはそれに類する意味を見出そうとしているが、その理解の妥当性については問題があり、両者が提示する例を含めて、本当に聖典内に「欲望」としての信が認められるのか否かが確かめられていない。以上の問題点をふまえ、申請者は、聖典中の信の用例を網羅的に抽出した上で、位置付けや類義語からの理解に頼らず、各文脈から信そのものの性格を取り出していくという方法を採用することで、聖典における信の意味を考察していった（以上、§§1-2）。</p> <p>本論の本編は、聖典中の信を考察する下準備として、パーリ註釈文献における信の分類に注目した§3と、聖典中の信を品詞ごとに分類検討した部分（§§4-5）、信の性格を考察した部分（§§6-8）から成る。以下、§4以降で明らかになった本論の主要な成果を要約する。</p> <p>聖典中の信の動詞形を取ると、格や種類（事物/人物）に従って分類すると、対格（事物）支配が中心であり、しばしば属格形（人物）を取ることが分かる。『リグ・ヴェーダ』（以下、RV）の段階では、与格（人物/事物）及び対格（事物）を支配する（上掲後藤論文 pp.577-576）。諸例から事物（対格）を信じることを集約していくと、何らかの経験を背景・根拠として「対象を真実と見なすこと」という意味が浮き上がってくる。このうち、「真実」の要素は、信と表裏一体の関係にあるとされるsacca（サンスクリット語でsatya, 「真実/実在する/実現する」等を意味する形容詞及び実体詞）を反映したものと考えられる（Cf. 阪本（後藤）純子、「水たちāpasと「信」śradhdhā——古代インド宗教における世界観——」、『論集』, 35, 2008, p.105.）。人物の言葉を信じる例に副詞的に用いられている「真実だと」（yathātatham）という語は、このsaccaを反映した表現であろう。以上の検討から申請者は、聖典中の「信じる」という行為の中核的意味を「対象をsaccaと見なすこと」であると考えた（この考察結果は、以下の属格形の検討及び§6, §8からも確かめられる）。次に、属格形（人物）を取る信の動詞形の例を見ると、時に-iti（～という）を用いて示される人物（属格形）の発言内容を信じていると解される例が一定数確認出来る。この点に関して、「私（属格）の〔言葉（対格）を〕聞き、信じるべきであると考えよう者達」という記述に注目すると、「聞く」「信じる」2つの動詞を受ける実体詞が認められないので、「言葉（対格）」を補って理解するのが自然であることが分かる（併用されている動詞「聞く」も、しばしば属格（人物）を取り、同様に理解される）。以上から、属格を取る人物を信じる場合、信の動詞形は人物（属格）を支配しているわけではなく、人物の言葉等（対格）を信じることを背景として用いられていると言える。ただし、パーリ語の属格形が与格としても用いられる関係上、属格（人</p>	

物)を取っていると明確に言えるもの以外の用例については、RV以来の与格で示される人物を信じている可能性が残る(以上、S4)。

S5では、信の動詞形以外の品詞の整理検討を行った。このうち、名詞形の信は五根等の修行徳目の一つとして用いられる場合と、単独使用される場合に分類出来る。後者の信には、①三宝の中核としての如来(処格)に対する信、②布施に伴う信、③出家に伴う信が確認出来る。このうち、②③の信については、聖典内にその内容が明示されている記述が確認される。それによると、②の信は、自身の布施行を通じて「良き結果(現世の福德・来世の生天)が生じる」という信であり、③の信は、苦の自覚をふまえた、「自身の苦の終末が洞察され得る(解脱し得る)」という信である。②の信の内容によって、先述したKöhler氏の理解が妥当でないことが確かめられるとともに、この信が行為とその結果に対する信であることが明らかとなった。

S6では、S4の検討結果をもとに、信の成立構造について考察を加えている。チッタ居士等の仏弟子の信の用例を参照すると、彼等は自身が未だ知り見ていない(知見できない)ものに関しては「釈尊(属格)の〔言葉を〕信じて歩み出す」と述べる一方、自身が既に知見しているものに関しては「他者(属格)の〔言葉を〕信じて歩み出すことはない」と述べている(〔 〕内はS4の考察を踏まえた補い。「言葉」の内容は~itiを用いて示される)。このことは、聖典における信が、知見出来ないものを信じ、知見した場合には信じる必要がなくなるという成立構造をもっていることを示している。聖典以前に成立した諸文献を参照すると、人は直接眼で見る事が出来ないものを信じるか、あるいは直接見た者〔の発言内容〕を信じている。その背景には、眼が真実(satya)であるという考え方があり、伝え聞いた者と直接見た者とでは後者が信に足る者とされ、後者の言うことが真実であると見なされる。チッタ居士等が既に知見しているので「他者(属格)の〔言葉を〕信じて歩み出すことはない」と述べるのは、既に知見している彼等にとって釈尊の言葉が真実だと分かっている以上、信じる(対象をsaccaだと見なす)という行為そのものが成り立たないためである。上に取り上げた信じる必要の無い者は、Norman氏が指摘する解脱者を否定的に形容する信の例の理解にも適用可能であり、本例の信を「欲望」として理解する必要性がないことが確認される。

S7では、S5でその内容を指摘した出家に伴う信を考察した。考察に際し注目したのは、信を伴う出家者中の第一人者と称されるラッタパーラ(以下「Rp」とする)の伝承である。彼の伝承を検討すると、Rpの出家の背景には、知見者である釈尊(=信に足る者)の言葉(教え)を聞き、理解したこと、そして「欲望の諸対象にひそむ災いを見たこと」がある。このうち後者は、諸欲の対象を享受する生活が結果的に苦をもたらすことを自覚することであり、S5で指摘した出家の信の内容のうちの「苦の自覚」の要素を反映していると言える。次に、Rp以外の用例を検討すると、信を伴う出家者は諸欲の対象に耽溺するような生活を目的とした出家者や、王によって出家させられたり借金から逃げる形で出家したりするような者達と対比的に扱われており、かつ信の内容が「目的」(attha)と言い換えられている。このことから、信を伴う出家が世俗からの逃避ではなく諸欲の対象を求めないことを前提とするものであり、出家に伴う信が出家生活自体ではなく出家生活の結果得られるもの、即ち解脱を目的として志向していくものと考えられていることが確かめられる。また、聖典中には、信を伴う出家者の外的行為が信を伴う出家者にとって適切/不適切であると釈尊によって指摘される場合があり、信を伴う出家者の信が、出家者の外的行為によって判断されている。このことは、内面的なものである信が外的な行為に表出し、具体的行動に結びついていくものと見做されていたことを示している。以上の考察をもとに、申請者は、Rpの伝承の中で彼の出家の契機となった断食が、Rpの信の表出であったという解釈を提示した。

S8では、これまでに取り上げた布施や出家に伴う信を含めた、聖典中に明示されている信の内容を考察した。聖典内に確認出来る信の内容が明示される記述を整理すると、如来の覚りやあの世など既存の事柄が「事実である/実在する」という信と、解脱や布施による福德等、未来の事柄が「実現する」という信に大別出来る(対象をsaccaと見なすという中核は同じ)。後者の信には、S7で考察した出家に伴う信の他、信じる本人にとって避けるべき事柄、遠い未来の自身に直接関わりの無い事柄の実現を信じる事が含まれており、「将来自身の目的(解脱)が実現する」という「確信」(出家に伴う信)の存在が確認される一方、この信が様々な在り方の信の一例に過ぎないことが分かる。そして、信の内容を示すいずれの記述にも、「~したい」といった「欲望」の要素は確認出来ない。このことは、聖典における信が、「欲望」そのものの意味として用いられていなかったことを強く確かめるものである。

申請者は、以上の信の分類・格支配・内容という3点に注目した網羅的な用例整理に基づく考察を通じて、聖典における信の意味や性格を明らかにした。「信じること」としての信は、自身の経験を背景・根拠として、自らが直接見ることの出来ないものをsaccaと見なすことを中核とする。信じるという行為は、既存の事柄だけでなく、未来の事柄をも対象にすることが出来、さらに将来自身の目的が実現するという「確信」にもなり得る。このような確信は「欲望」そのものではないが、目的を志向し具体的な行動に結びつく性格を有している。以上の点に注目していけば、後世「欲望」と解されるような信へと繋がっていく道筋を辿ることが出来る余地は十分にあるように思われる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (古川 洋平)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	榎本 文雄
	副 査	大阪大学 教授	内田 次信
	副 査	大阪大学 准教授	堂山 英次郎
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： パーリ聖典における「信」の構造研究
—分類・格支配・内容の観点から—

学位申請者 古川 洋平

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	榎本 文雄
副査	大阪大学教授	内田 次信
副査	大阪大学准教授	堂山 英次郎

【論文内容の要旨】

本論文は、初期インド仏教研究の主要一次資料であるパーリ聖典において、サンスクリット語の動詞 *śrad-*√*dhā*（信を置く、信じる）に由来する語を、動詞・名詞などの品詞を問わず「信」と総称し、その格支配やそれが表現する意味内容の構造を文献学的に解明せんとするものである。本論文は序論部分と本編（前半と後半）に区分できる。

序論部分では、本論全体の目的と研究態度が提示される「はじめに」に続く§1において、「信」の語形及び語意の概観が示され、「信」は、後代において、「信じること」と「欲望」という 2 種類の意味に定義されるが、後者の「欲望」の意味はヴェーダ文献にまで遡らない点から、パーリ聖典中の「信」を研究するにあたっては、「信」を「信じること」の意味に理解しつつも、「欲望」との関係を含味していく視点が必要と論じられる。§2では、先行研究の問題点が提示され、*cognitive, affective, conative* という「信」の 3 区分を基にした従来の議論が修道論上の位置付けや類義語をもとにしたもので、「信」そのものの性格や意味の把握には役立たない点、さらに、布施に伴う「信」などに「欲望」あるいはそれに類する意味を見出そうとする先行研究の問題点が指摘される。

本編の前半部分では「信」の分類検討がなされ、まず、§3において、パーリ聖典中の「信」を考察する下準備として、後世に成立したパーリ註釈文献における「信」の名詞形 *saddhā* の 4 分類が考察され、この内、最も重要な *okappanasaddhā* は、「現前のものを見ることを通じて、過去や未来等の見えない事柄を、確固不動に確信すること」を意味内容としていると論じられる。§4では、パーリ聖典中の「信」の動詞形の格支配が考察され、「信」の動詞形は対格（事物）支配が中心であるが、しばしば属格形（人物）を取り、このうち前者の「信」は、何らかの経験を背景・根拠として「対象を真実 (*sacca*) と見なすこと」を意味し、他方、後者では、「信」の動詞形は属格（人物）を支配しているわけではなく、人物の言葉等（対格）を信じることを背景とする点がヴェーダ文献における先行例とともに指摘される。§5では、パーリ聖典中の「信」の名詞形が検討され、特に布施に伴う「信」と出家に伴う「信」が考察される。そのうち、前者では、先行研究で指摘された「欲望」の意味の存在が否定され、行為とその結果に対する「信」である点が明らかにされる。

本編の後半部分では前半部分を踏まえた考察がなされ、まず、§6で、パーリ聖典における「信」が、知見出来

ないもの信じ、知見した場合には信じる必要がなくなるという成立構造をもっており、また、それがヴェーダ文献の用法に由来するとともに、§3で考察したパーリ註釈文献における *okappanasaddhā* の特徴とも一致する点が指摘される。§7では§5で触れた出家に伴う「信」が再度、詳細に検討され、最後に§8でパーリ聖典における「信」の2つの方向性が提示される。それは *sacca* の「事実である/実在する」と「実現する」という二つの意味に相応した、あの世や如来の教えなど既存の事柄が「事実である/実在する」ことを意味する「信」と、解脱や布施による福德等、未来の事柄が「実現する」ことを意味する「信」の別である。末尾には Appendix として、本論で扱うパーリ聖典である律蔵・経蔵中の「信」の用例一覧が附される。

【論文審査の結果の要旨】

文献学的なインド仏教研究の最も基本的な、否、むしろ最も重要な課題として、原典の校訂テキストの確立と並んで、原典テキストを構成する基本単位である個々の単語、特に所謂、仏教術語の正確な意味の解明が挙げられる。この課題は、パーリ聖典を中心とした初期仏教文献の場合、仏教成立以前のヴェーダ文献を視野に入れて検討する必要がある点で、後の部派仏教や大乘仏教の文献以上の困難さを伴う。本論文は、パーリ聖典における「信」に関して、この困難な課題に果敢に挑戦している。

本論文の主要研究資料である初期仏教文献のパーリ聖典は、学界、とりわけ本邦では、イギリスの *Pali Text Society* で出版された刊本のみ利用に留まる傾向が強いのに対し、本論では、パーリ聖典における膨大な「信」の用例を網羅的に収集した上で、タイ、ミャンマーの各版とも常に照合して脚注に異読を掲げ、さらにパーリ註釈文献の解釈を原文と邦訳を施した上でこれも脚注に提示するという、極めて真摯で厳密な文献学的方法が採られている。

従来のパーリ聖典における「信」の研究では、その名詞形のみ研究対象が限定され、他方では、後世に成立した仏教文献に見られる「信」との比較等、仏教文献の枠内で検討されることが殆どであった。これに対し、本論文では、内外の学界においても画期的な試みとして、「信」の動詞形に着目し、パーリ聖典におけるその格支配を整理して精査することにより、ヴェーダ文献の「信」について認められる「対象を真実と見なす」という意味をパーリ聖典の「信」においても確認した点は重要である。さらに、動詞形の検討によって、「信」が、何の根拠もなく信じるような妄信の類として、「神仏等を信じ仰ぎ絶対的なものとする」という意味での「信仰」を意味することはなく、むしろ何らかの経験的背景・根拠をもって対象を信じるかどうかの判断がなされていることを明らかにした点も評価できる。パーリ聖典における「信」が、知見出来ないもの信じ、知見した場合には信じる必要がなくなるという成立構造をもち、それがヴェーダ文献の用法に由来することを明らかにした点も極めて重要である。従来の研究でしばしば指摘された、「信」における「欲望」の意味を否定する本論の論旨も説得力に富む。パーリ聖典全般に対する広博な知識や深い洞察も随所に披露され、*pasāda*「澄み渡り」など「信」の類義語との関係も明確化されている。Appendix の用例一覧も労作で重宝なものである。

ただし、本論文に問題がない訳ではない。まず、論述の構成や順序に工夫の余地がある。同種の議論（例えば、「信」を欲望の意味にとる先行研究とそれに対する批判）が一か所で纏めて論じられず、関連する箇所散在している。厳密な議論を心がけるためか、文章が長く、読みにくい。言語学的観点と宗教学的観点が時折、区分されずに論じられている。非専門家を含めた広範な読者のため、パーリ聖典全般の性格や専門用語・概念の意味などを簡潔に説明する配慮がしばしば欠けている。

もっとも、以上の主に構成上の問題点は本論文の内容的意義を損ねるものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。